

平成24年度
通常総会議案

期 日 平成24年6月14日
場 所 熊本県畜産会館
(熊本市東区桜木6丁目3-54)

社団法人 日本あか牛登録協会

平成24年度通常総会次第

期 日：平成24年6月14日

場 所：熊本県畜産会館

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出及び書記指名
6. 議案審議（提出議案3件）
 - 第1号議案 平成23年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認の件
 - 第2号議案 平成24年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認の件
 - 第3号議案 定款変更（一般社団法人新定款）（案）の承認の件
7. 閉 会

議 案

第1号議案 平成23年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減
計算書、貸借対照表及び財産目録の承認の件

第2号議案 平成24年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）
の承認の件

第3号議案 定款変更（一般社団法人新定款）（案）の承認の件

上記の通り提案します。

平成24年 6月14日

社団法人 日本あか牛登録協会
会長理事 滝本 勇治

第1号議案

平成23年度事業報告書

I. 庶務関係

1. 定期監査

平成23年7月13日、井上、高田監事により定期監査が実施された。

2. 理事会

平成23年7月22日、熊本県畜産会館において理事会を開催し、下記の議案を審議
いずれも原案通り承認可決した。

平成23年度通常総会提出議案3件

第1号議案 平成22年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び財産目録の承認の件

第2号議案 平成23年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認の件

第3号議案 役員改選の件

3. 通常総会

平成23年7月22日、熊本県畜産会館において平成23年度通常総会を開催し、
下記の議案を審議、いずれも原案通り承認可決した。

第1号議案 平成22年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び財産目録の承認の件

第2号議案 平成23年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認の第

第3号議案 役員改選の件

II. 事業成績

1. 会員並びに登録・登記の状況

本年度の会員数は、対前年比10.9%減の1,187名であった。

育種高等登録、高等登録、産肉登録は前年同様の頭数あったが、繁殖登録は10%増加した。子牛登記は7.4%減少した。会員数並びに頭数は表1のとおりである。

表1 会員数、登録登記頭数

区分 支部別	会員数	育種高 等登録	高 等 登 録	産 肉 登 録	繁 殖 登 録	子 牛 登 記	登録登記 合 計
北海道	66 (73)				92 (84)	599 (498)	691 (582)
岩 手	9 (11)				3 (3)	31 (36)	34 (39)
秋 田	10 (17)				0 (4)	17 (32)	17 (36)
新 潟	0 (1)					0 (1)	0 (1)
茨 城					2 (0)		2 (0)
埼 玉	2 (1)					15 (18)	15 (18)
長 崎	5 (6)				0 (1)	9 (19)	9 (20)
対 馬	36 (52)				18 (16)	108 (132)	126 (148)
大 分	0 (1)						0 (5)
熊 本	1,059 (1,170)	18 (17)	18 (17)	4 (5)	554 (500)	4,756 (5,236)	5,350 (5,775)
計	1,187 (1,332)	18 (17)	18 (17)	4 (5)	669 (608)	5,535 (5,977)	6,244 (6,624)
前年比 (%)	89.1	105.9	105.9	80.0	110.0	92.6	94.3

注：()内数字は前年度実績

2. 育種改良事業

- (1) 国、県が推進している肉用牛広域後代検定推進事業に積極的に協力し、候補種雄牛の能力調査、選定など優良種畜の選抜、ならびに不良形質の除去対策などに取り組んだ。
- (2) あか牛集団の血統の偏りを是正するため、計画交配の手法を検討するとともに稀少系統の保存に努めた。
- (3) 現場検定及び一般の肥育成績を調査し、得られたデータについて分析、育種改良の基礎資料とした。
- (4) 超音波測定器による肉質形質の調査を実施し繁殖基礎雌牛の選抜に利用した。

3. 普及指導事業

- (1) 各県支部が主催した研究会、研修会等に担当者を派遣した。
- (2) 支部の活動及び会員の各種会合等に対して協力した。

4. 組織対策事業

あか毛和牛の地位向上を目的として設立された「一般財団法人 全日本あか毛和牛協会」の活動に対し各県支部へ担当者を派遣し積極的に協力した。

5. 表彰事業

各種共進会に対し、副賞を贈呈して上位入賞牛を表彰した。

6. 補助事業

家畜改良推進事業

枝肉情報の提供・利用に同意した肥育農家から出荷された格付情報に対応する登記情報の内容をチェックし、精度の高い情報として収集提供した。血統情報を収集分析するための会議の開催、種雄牛案内の冊子を配布した。

平成23年度収支計算書

自：平成23年4月 1日
至：平成24年3月31日
(単位：円)

収入の部				
科目 (大、中、小)	予算額	決算額	増減	備考
1. 会費収入	2,272,000	1,923,200	348,800	
1. 会費収入	2,240,000	1,899,200	340,800	1600円×1187名
2. 賛助会費収入	32,000	24,000	8,000	1600円×15名
2. 事業収入	18,022,000	17,018,450	1,003,550	
1. 登録料収入	17,871,000	16,693,000	1,178,000	
1. 育種高等登録料	200,000	180,000	20,000	10000円×18件
2. 高等登録料	160,000	144,000	16,000	8000円×18件
3. 産肉登録料	80,000	32,000	48,000	8000円×4件
4. 繁殖登録料	4,200,000	4,098,000	102,000	雄18000円×7件 0 雌6000円×662件
5. 月齢超過料	31,000	62,000	△ 31,000	1550円×40件
6. 子牛登記料	13,200,000	12,177,000	1,023,000	2200円×5535件
2. 証明料収入	151,000	325,450	△ 174,450	
1. 移動証明料	125,000	84,500	40,500	500円×169件
2. 再交付料	21,000	9,450	11,550	1050円×9件
3. 書換料	5,000	500	4,500	500円×1件
4. 遺伝子型検査料	0	231,000	△ 231,000	
3. 補助金収入	2,000,000	1,787,162	212,838	
家畜改良推進事業	2,000,000	1,787,162	212,838	
4. 寄付金収入	50,000	0	50,000	
5. 雑収入	61,000	151,340	△ 90,340	
1. 受入利息	1,000	327	673	
2. 雑収入	50,000	151,013	△ 101,013	
3. 頒布品代収入	10,000	0	10,000	
当期収入合計 (A)	22,405,000	20,880,152	1,524,848	
前期繰越収支差額	3,410,093	3,410,093	0	
収入合計 (B)	25,815,093	24,290,245	1,524,848	

(単位：円)

支出の部				
科目 (大、中、小)	予算額	決算額	増減	備考
1. 管理費	3,800,000	2,684,371	1,115,629	
1. 旅費交通費	600,000	900,727	△ 300,727	
2. 会議費	1,000,000	247,546	752,454	
3. 消耗品費	100,000	34,965	65,035	
4. 通信運搬費	250,000	210,389	39,611	
5. 印刷費	100,000	0	100,000	
6. 賃借料	600,000	240,000	360,000	
7. 光熱水料費	100,000	0	100,000	
8. 租税公課	300,000	267,900	32,100	
9. 負担金	450,000	702,664	△ 252,664	
10. 雑費	300,000	80,180	219,820	
2. 事業費	21,929,300	16,824,319	21,929,300	
1. 改良推進費	1,000,000	90,570	909,430	
2. 業務委託費	2,300,000	2,000,000	300,000	
3. 登録推進奨励金	400,000	146,000	254,000	
4. 普及推進事業	1,500,000	65,094	1,434,906	
5. 刊行事業	200,000	0	200,000	
6. 褒賞事業	200,000	41,853	158,147	
7. 遺伝子型検査費	0	194,145	△ 194,145	
8. 補助事業	2,000,000	1,149,162	850,838	
9. 支部交付金	14,329,300	13,137,495	1,191,805	
1. 会費交付金	980,000	830,900	149,100	
2. 登録料交付金	13,260,800	12,221,020	1,039,780	
3. 証明料交付金	88,500	85,575	2,925	
3. 予備費	85,793	0	85,793	
当期支出合計 (C)	25,815,093	19,508,690	6,306,403	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 3,410,093	1,371,462	△ 4,781,555	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	4,781,555	△ 4,781,555	

貸借対照表

平成24年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	0	
預金	4,042,948	
未収金	7,929,122	
仮払金	0	
流動資産合計		11,972,070
2. 固定資産		0
固定資産合計		0
資産合計		11,972,070
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	7,190,515	
預り金	0	
仮受金	0	
流動負債合計		7,190,515
2. 固定負債		0
固定負債合計		0
負債合計		7,190,515
II. 負債の部		
正味財産		4,781,555
(うち基本金)		
当期正味財産増加額		1,371,462
負債及び正味財産合計		11,972,070

正味財産増減計算書

平成24年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I. 増加原因の部			
1. 事業収入		17,018,450	
登録料	16,693,000		
証明料	325,450		
2. 会費収入		1,923,200	
3. 補助金収入		1,787,162	
4. 雑収入		151,340	
合 計			20,880,152
II. 減少原因の部			
1. 事業費		16,824,319	
2. 管理費		2,684,371	
合 計			19,508,690
当期正味財産増加額			1,371,462
前期繰越正味財産額			3,410,093
期末正味財産合計額			4,781,555

財 産 目 録

平成24年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		
項 目	内 訳	金 額
I. 流動資産		11,972,070
1. 現金預金	4,042,948	
(1) 現金	0	
(2) 普通預金	4,042,948	
2. 未収金	7,929,122	
会費未収金	296,000	
登録料未収金	1,309,950	
登記料未収金	4,379,860	
証明料未収金	24,150	
遺伝子型検査料未収金	132,000	
補助事業未収金	1,787,162	
3. 仮払金	0	
II. 固定資産		0
その他の固定資産	0	
資産合計		11,972,070

負債の部		
項 目	内 訳	金 額
I. 流動負債		7,190,515
未払金	7,190,515	
会費支部交付金	78,400	
登録料支部交付金	654,360	
登記料支部交付金	3,700,060	
証明料支部交付金	14,175	
遺伝子型検査費他	107,040	
補助事業、業務委託料	2,636,480	
預り金	0	
仮受金	0	
II. 固定負債		0
負債合計		7,190,515
正味財産		4,781,555

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、預金、未収金、仮払金、未払金、預り金、借受金を含めることとしている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載する。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
預 金	3,640,746	4,042,948
未収金	8,141,940	7,929,122
仮払金	60,470	0
合 計	11,843,156	11,972,070
未払金	8,164,688	7,190,515
預り金	268,375	0
仮受金	0	0
合 計	8,433,063	7,190,515
次期繰越収支差額	3,410,093	4,781,555

社 員 数 内 訳

(平成24年3月31日現在)

道県別	社 員 氏 名	社員数(名)	会員数(名)
熊本県	上野 勝 ほか 83	86	1,059
北海道	佐々木 里士 ほか 5	6	66
対 馬	桐谷 安博 ほか 4	5	36
秋田県	加藤 義康 ほか 2	1	10
岩手県	佐々木 博	1	9
長崎県	高田 紳次	1	5
埼玉県		0	2
合 計		100	1,187

監 査 報 告

平成23年度決算ならびに会務全般について監査を実施したので、その結果を下記の通り報告します。

記

一般庶務、経理関係及び書類の整備は適正であり、収支計算書及び財産目録等との照合においても異常は認められません。
現金ならびに預金の管理も適切であります。

平成 24年 5月 30日

監 事 井上 司 

監 事 高田 紳次 

第2号議案

平成24年度事業計画書（案）

1. 会員数

本年度は、下記の会員確保を目標として諸事業を推進する。

正会員 1, 200名

賛助会員 20名

2. 登録事業

前年度において、子牛登記頭数は減少したものの登録頭数は増加した。本年度は下記の頭数を目標とし、さらに登録事業の重要性を強調し、資源の維持拡大に努めると共に能力の向上を図る。

	目標頭数	
育種高等登録	20頭	(18頭)
高等登録	20頭	(18頭)
産肉登録	10頭	(4頭)
繁殖登録	700頭	(669頭)
子牛登記	6,000頭	(5,535頭)

注：かっこ内は前年度の実績

3. 育種改良事業

- (1) 肉用牛広域後代検定推進事業等の種畜選抜事業に対しては、関係機関と連携をとりながら、優良種畜の選抜及び不良形質の淘汰など育種改良事業を推進する。
- (2) 産肉能力検定事業等の推進、現場情報による産肉性の調査、データ分析を通して優良系統を選抜するとともに生産農家への情報の提供に努める。
- (3) 受精卵移植技術、体外受精技術等に対する取り組みについても継続実施する。
- (4) 超音波検査による優良肉質素材牛の選抜などは継続実施する。
- (5) あか牛集団の血統の偏りを是正するための、計画交配の手法を検討するとともに稀少系統の保存に努める。
- (6) 「一般財団法人 全日本あか毛和牛協会」が実施する食味向上対策事業に協力し、遺伝子レベルの調査により肉質の安定した牛肉生産に取り組む

4. 普及指導・組織対策事業

- (1) 「一般財団法人 全日本あか毛和牛協会」の活動へ協力する。
- (2) 各県のあか牛振興のための協議会へ協力する。
- (3) 種雄牛造成を目的とした改良組合組織へ協力し会員相互の連携を深める。

5. 刊行事業

種雄牛のパンフレット並びにパネルを配布し、計画交配を推進しすることで種雄牛の有効利用を図る。

6. 表彰事業

- (1) 各地域で開催される共進会、共励会での優秀牛を表彰し生産意欲の向上に努める。

7. 補助事業

家畜改良推進事業

褐毛和種の血統情報を収集分析するための会議の開催、血統情報を収集提供するための情報分析及びパンフレットの作成等を実施する。

平成24年度収支予算書(案)

自：平成24年4月 1日

至：平成25年3月31日

(単位：円)

収入の部				
科 目 (大、中、小)	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
1. 会費収入	1,952,000	2,272,000	△ 320,000	
1. 会費収入	1,920,000	2,240,000	△ 320,000	1600円×1200名
2. 賛助会費収入	32,000	32,000	0	1600円×20名
2. 事業収入	18,206,500	18,022,000	184,500	
1. 登録料収入	18,091,000	17,871,000	220,000	
1. 育種高等登録料	200,000	200,000	0	10000円×20件
2. 高等登録料	160,000	160,000	0	8000円×20件
3. 産肉登録料	80,000	80,000	0	8000円×10件
4. 繁殖登録料	4,200,000	4,200,000	0	6000円×700件
5. 月齢超過料	31,000	31,000	0	1550円×20件
6. 子牛登記料	13,200,000	13,200,000	0	2200円×6000件
7. 遺伝子型検査料	220,000	0	220,000	
2. 証明料収入	115,500	151,000	△ 35,500	
1. 移動証明料	100,000	125,000	△ 25,000	500円×200件
2. 再交付料	10,500	21,000	△ 10,500	1050円×10件
3. 書換料	5,000	5,000	0	500円×10件
3. 補助金収入	2,000,000	2,000,000	0	
家畜改良推進事業	2,000,000	2,000,000	0	
4. 寄付金収入	50,000	50,000	0	
5. 雑収入	61,000	61,000	0	
1. 受入利息	1,000	1,000	0	
2. 雑収入	50,000	50,000	0	
3. 頒布品代収入	10,000	10,000	0	
当期収入合計 (A)	22,269,500	22,405,000	△ 135,500	
前期繰越収支差額	4,781,555	3,410,093	1,371,462	
収入合計 (B)	27,051,055	25,815,093	1,235,962	

(単位：円)

支出の部				
科目 (大、中、小)	予算額	前年度予算額	増減	備考
1. 管理費	3,450,000	3,800,000	△ 350,000	
1. 旅費交通費	900,000	600,000	300,000	
2. 会議費	500,000	1,000,000	△ 500,000	
3. 消耗品費	100,000	100,000	0	
4. 通信運搬費	250,000	250,000	0	
5. 印刷費	100,000	100,000	0	
6. 賃借料	300,000	600,000	△ 300,000	
7. 光熱水料費	100,000	100,000	0	
8. 租税公課	300,000	300,000	0	
9. 負担金	700,000	450,000	250,000	
10. 雑費	200,000	300,000	△ 100,000	
2. 事業費	20,469,050	21,929,300	△ 1,460,250	
1. 改良推進費	500,000	1,000,000	△ 500,000	
2. 業務委託費	2,300,000	2,300,000	0	
3. 登録推進奨励金	400,000	400,000	0	
4. 普及推進事業費	500,000	1,500,000	△ 1,000,000	
5. 刊行事業費	200,000	200,000	0	
6. 褒賞費	200,000	200,000	0	
7. 遺伝子型検査費	200,000	0	200,000	
8. 補助事業費	2,000,000	2,000,000	0	
家畜改良推進事業費	2,000,000	2,000,000	0	
9. 支部交付金	14,169,050	14,329,300	△ 160,250	
1. 会費交付金	840,000	980,000	△ 140,000	
2. 登録料交付金	13,260,800	13,260,800	0	
3. 証明料交付金	68,250	88,500	△ 20,250	
3. 予備費	3,132,005	85,793	3,046,212	
当期支出合計 (C)	27,051,055	25,815,093	1,235,962	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 4,781,555	△ 3,410,093	△ 1,371,462	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	

(注) 借入金の最高限度額 2,000,000円

債務負債額 0円

第3号議案

定款変更（一般社団法人新定款）（案）

の承認の件

1 提案理由

一般社団法人への移行認可をうけるため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」に適合する必要があることから、旧定款を見直し、認可申請書に添付する新定款の承認を要する。

2 定款変更の内容

別紙のとおり。

（現在の定款を各条文毎に、内閣府モデル定款に準じて、事前に行政庁の指導を受けて作成したものであります。）

3 附帯事項

（1）この議案の定款変更は、一般社団法人への移行登記をもって旧定款を停止し、新定款へ移行することとする。

（2）移行認定事務の推進に際し、行政庁からの軽微な変更や字句修正等の指導・指示があった場合の対応措置については会長に一任するものとする。

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人日本あか牛登録協会と称する。	(名称) 第1条 この法人は、社団法人日本あか牛登録協会(以下「協会」という。)という。
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。	(事務所) 第2条 協会は、事務所を熊本市桜木6丁目3番54号に置く。
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
(目的) 第3条 この法人は、登録及び育種改良事業を行うことによって、褐毛和種の優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上を図り、もって褐毛和種の振興に資することを目的とする。	(目的) 第3条 協会は登録及び育種改良事業を行うことによって、褐毛和種の優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上を図り、もって褐毛和種の振興に資することを目的とする。
(事業) 第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。 (1) 褐毛和牛の登記・登録 (2) 褐毛和牛の育種改良事業に関する調査、指導及び助成 (3) 登録事業を通じた国の行うトレーサビリティシステムへの協力 (4) 褐毛和牛の登録及び育種改良事業に関する研究会並びに講習会の開催 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 褐毛和牛の登録 (2) 褐毛和牛の育種改良事業に関する調査、指導及び助成 (3) 登録事業を通じた国の行うトレーサビリティシステムへの協力 (4) 褐毛和牛の登録及び育種改良事業に関する研究会並びに講習会の開催 (5) 登録簿及び機関誌の発行 (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業
第3章 会員及び社員	第2章 会員等
(法人の構成員) 第5条 この法人の会員は次の2種とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、あか毛和牛を所有、又は管理し、これを繁殖、育成又は肥育に供し、又は供しようとする個人又は団体 (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体	(会員の資格) 第5条 あか毛和牛を所有、又は管理し、これを繁殖、育成又は肥育に供し、又は供しようとするものは、協会の会員となることができる。
(入会) 第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会で定める入会申込書をこの法人に提出し、会長の承認を受けなければならない。 2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが、団体であるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに代わる規程 (2) その他理事会が必要と認めた書類	(入会) 第7条 協会の会員になろうとするものは、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。 2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが、団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに代わるべき規程 (2) その他会長が必要と認めた書類 3 会長は、第1項の承認をしたときは、その旨を当該申し込みをしたものに通知するものとする。
(会費) 第7条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。 2 会員は毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。	(入会金及び会費) 第10条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
<p>3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p>	<p>3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p>
<p>(退会) 第8条 会員は、いつでもこの法人を脱会することができる。 2 前項の申出は、理事会が別に定める脱会届書を会長に提出して行うものとする。</p>	<p>(脱退) 第8条 会員は次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。 (1) 会員から脱退の申し出があったとき (2) 会員たる資格を喪失したとき (3) 後見開始若しくは保在開始の審判又は破産宣告を受けたとき (4) 死亡又は解散したとき (5) 会費を引き続き3年以上納入しないとき (6) 除名されたとき 2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出しなければならない。</p>
<p>(除名) 第9条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合には、その会員に対し、その総会の開催の日の1週間前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。 (1) この法人の事業を妨げ、又は、名誉を損する行為をしたとき (2) 定款または総会の議決に反する行為をしたとき 2 会長は除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。</p>	<p>(除名) 第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、総会の開催日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。 (1) 協会の事業を妨げ、又は、協会の名誉を損する行為をしたとき (2) 定款または総会の議決に反する行為をしたとき 2 会長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。</p>
<p>(会員の資格喪失) 第10条 全2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。 (1) 会費を納入せず、督促後なお、会費を1年以上納入しないとき (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p>	
<p>(届出) 第11条 会員は、その氏名又はその住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款又はこれらに代わる規程)に変更があったときは、遅滞なくこの法人にその旨を届け出なければならない。 2 会員が団体である場合にはあらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者をこの法人に届けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(届出) 第11条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款若しくは寄付行為又はこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。 2 会員が団体である場合にはあらかじめ書面をもって会員の代表者としてその権利を行使するものを協会に届けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
	<p>(賛助会員) 第12条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。 2 賛助会員は協会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
	<p>3 賛助会員は協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。</p> <p>4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。</p> <p>(1) 賛助会員から脱退の申出があったとき</p> <p>(2) 後見開始若しくは保在開始の審判又は破産宣告を受けたとき</p> <p>(3) 死亡または解散したとき</p> <p>(4) 賛助会費を引き続き3年以上納入しないとき</p> <p>(5) 除名されたとき</p> <p>5 既納の賛助会費、その他の抛出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。</p> <p>6 第9条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。</p>
<p>(社員)</p> <p>第12条 この法人における社員は、会員のうちこの法人において定める社員選出規程により選出されたものとする。</p> <p>2 社員は会員でなくなったときは、社員の資格を失う。</p>	<p>(社員)</p> <p>第6条 協会における社員は、会員のうち協会において定める社員選出規程により選出されたものとする。</p> <p>2 社員は会員でなくなったときは、社員の資格を失う。</p>
第4章 総会	第4章 総会
<p>(構成)</p> <p>第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号、以下「法人法」という)上の社員総会とする。</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第23条 総会はこの定款において定めるほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第14条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	
<p>(開催)</p> <p>第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 通常総会は、毎年度1回以上開催する。</p> <p>3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において必要と認めるとき</p> <p>(2) 社員現在数の5分の1以上又は会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき</p>	<p>(総会の種別等)</p> <p>第20条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 総会の議長は、総会において、出席社員のうちから選出する。</p> <p>3 通常総会は、毎年1回以上開催する。</p> <p>4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において必要と認めるとき</p> <p>(2) 社員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
	(3) 第14条第5項第4号の規定により監事が召集したとき
<p>(召集)</p> <p>第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。</p> <p>2 前号第3項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から4週間以内に総会を召集しなければならない。</p> <p>3 総会の召集は、少なくともその開催の日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって社員に通知していなければならない。</p>	<p>(総会の召集)</p> <p>第21条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が召集する。</p> <p>2 前号第4項第2号用の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を召集しなければならない。</p> <p>3 総会の召集は、少なくともその開催の日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって社員に通知していなければならない。</p>
<p>(議長)</p> <p>第17条 総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。</p>	
<p>(議決権)</p> <p>第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p>	
<p>(決議)</p> <p>第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(総会の議決方法等)</p> <p>第22条 総会は、社員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 社員は、総会において、各1個の表決権を有する。</p> <p>3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。</p> <p>(特別議決事項)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 役員解任</p> <p>(5) 長期借入金の借入</p> <p>(6) 事業計画及び収支予算の決定</p> <p>(7) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認</p>
<p>(書面又は代理人による議決権の行使)</p> <p>第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。</p>	<p>(書面又は代理人による表決)</p> <p>第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
<p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。</p>	<p>2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を総会に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により表決権を行使するものは、出席したものとみなす。</p>
<p>(総会決議の省略)</p> <p>第21条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	
<p>(議事録)</p> <p>第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席社員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 社員の現在数、出席社員数及び出席社員の氏名(書面表決者表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること)</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。</p>
<p>第5章 役員等</p>	<p>第3章 役員等</p>
<p>(役員の数)</p> <p>第23条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 7名以上 10名以内</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(3) 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする</p> <p>(4) 会長及び副会長以外の理事のうち1名を業務の執行を行う常務理事とする</p> <p>2 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の数及び選任)</p> <p>第13条 協会に、次の役員を置く。</p> <p>理事 7人以上 10人以内</p> <p>監事 2人</p> <p>2 理事及び監事は、総会において社員(社員が団体の場合にあつてはその代表者。この項において同じ)のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、社員以外のものから選任することができる。</p> <p>3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。</p> <p>4 理事のうちから会長1人、副会長1人及び常務理事1人を互選する。</p> <p>5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)特定企業の関係者又は農林水産省の出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>6 理事のうち同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。</p> <p>2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。</p> <p>3 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。</p> <p>2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。</p>	<p>(理事会の権能)</p> <p>第28条 この定款において別に定めるほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関すること</p> <p>(3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法</p> <p>(4) 諸規程の制定又は改廃に関すること</p> <p>(5) その他理事会において必要と認められた事項</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第14条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し協会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 常務理事は会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 財産及び会計の状況を監査すること</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること</p> <p>(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを総会、理事会又は主務官庁に報告すること</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 監事は次に掲げる権限を有し職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(規定の準用)</p> <p>第29条 第20条第4項第2号及び第3号、第21条第3項、第22条、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「社員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会(案)	社団法人日本あか牛登録協会(旧)
<p>3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。</p> <p>4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。</p>	
<p>(役員解任) 第28条 役員は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の決議に基づいて行われなければならない。役員を解任する場合には、この法人は、その総会の開催日の2週間前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。</p>	<p>(役員解任) 第17条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。</p>
<p>(役員報酬) 第29条 役員は、無給とする。ただし、常務の役員は有給とすることができる。 2 役員には、費用を弁償することができる。 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(役員報酬) 第18条 役員は、無給とする。ただし、常務の役員は有給とすることができる。 2 役員には、費用を弁償することができる。 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>(任期満了又は辞任の場合) 第16条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>
<p>(顧問) 第30条 この法人に顧問を置くことができる。 2 顧問は、褐毛和牛に関する学識経験者のうちから、理事の承認を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長に諮問する。</p>	<p>(顧問) 第19条 協会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、褐毛和牛に関する学識経験者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。</p>
<p>第6章 理事会</p> <p>(構成) 第31条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>第5章 理事会</p> <p>(理事会の構成等) 第27条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会は、必要に応じ会長が召集する。 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べるることができる。</p>
<p>(権限) 第32条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。 (1)この法人の業務遂行の決定 (2)理事の職務の遂行の監督 (3)会長、副会長、常務理事の選定及び解職</p>	
<p>(招集) 第33条 理事会は、代表理事が招集する。 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>	

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
<p>(議長) 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選で議長を定める。</p> <p>(決議) 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	
<p>(決議の省略) 第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、その限りでない。</p>	
<p>(議事録) 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
<p>(専門委員会) 第38条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 専門委員会</p> <p>(専門委員会) 第30条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。 2 専門委員会は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>第7章 資産及び会計</p>	<p style="text-align: center;">第8章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第35条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 入会金、会費及び賛助会費 (2) 寄附金品 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる収入 (5) その他の収入 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産 (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産 3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。 4 普通財産は、基本財産以外の財産とする。</p>
<p>(事業年度) 第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度) 第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
<p>(資産の管理)</p> <p>第40条 この法人の財産の管理は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(資産の管理)</p> <p>第36条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第41条 この法人の事業計画書、収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出することができる。</p> <p>3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出することができる。</p> <p>3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時総会に提出し第1号書類についてはその内容を報告し、その他の書類については決裁を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(監査等)</p> <p>第40条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 収支計算書 (3) 正味財産増減計算書 (4) 貸借対照表 (5) 財産目録</p> <p>2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。</p> <p>3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備えておかなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3ヶ月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書、及びその年度の収支予算書 (4) 前年度末の都道府県別の会員数、社員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員、社員及び賛助会員の異動状況を記載した書類</p> <p>(経費支弁の方法等)</p> <p>第37条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。</p>

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
	<p>2 協会が行う事業のうち、理事会において定める事業の経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係わる経理と区別し経理しなければならない。</p> <p>(借入金) 第38条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借り入れをすることができる。</p> <p>2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借り入れをすることができる。</p> <p>(資産の区分) 第39条 本会の財産は基本財産及び普通財産に区分して経理するものとする。</p> <p>2 基本財産は、総会の議決により指定し繰り入れられた財産をもって構成する。</p> <p>3 普通財産は、基本財産以外の財産をもって構成する。</p>
第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第43条 この定款は、総会の決議により変更することができる。 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。	(定款の変更) 第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
(解散) 第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。	(解散) 第43条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会議決を経て、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。
(残余財産の帰属) 第45条 この法人が解散する場合において、その責務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、この法人の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。	(解散の場合の残余財産の処分) 第44条 協会が解散した場合において、その責務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。
第9章 事務局等 (事務局の設置及び職員等) 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に職員を置く。 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	第7章 事務局等 (事務局及び職員) 第31条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に職員を置く。 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
第47条 この法人は、別に定める細則により、理事会の決議によって支部に支所をおくことができる。	(業務の執行) 第32条 協会の業務の執行の方法については、理事会で定める。
第10章 公告の方法 (公告の方法) 第48条 この法人の公告は、電子公告による。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。	(書類及び帳簿の備え付け) 第33条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。 (1)定款 (2)会員名簿

定款変更(一般社団法人新定款)(案)

一般社団法人日本あか牛登録協会【案】	社団法人日本あか牛登録協会【旧】
	(3)役員名簿 (4)事業計画 (5)収支予算書 (6)役員の略歴書並びに職員の名簿及び略歴書 (7)許可、認可、等及び登記に関する書類 (8)収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿 (9)その他必要な書類及び及び帳簿 2 前項第1号から第5号まで及び第40号第1項で規定する書類については原則として一般の閲覧に供さなければならない。
第11章 補則	第10章 雑則
(委任) 第49条 この定款に定めるもののほか、この法人運営運営に関する必要な項目は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	(細則) 第45条 この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
(附則) 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の会長は滝本 勇治、常務理事は太田黒鐵郎とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	(附則) この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成16年10月13日)から施行する。ただし、変更後の第13条の規程については、この定款の変更後に最初に開催される総会の日から施行する。